

産業技術短期大学校職業能力開発推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、産業技術短期大学校職業能力開発推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 この協議会は、県立産業技術短期大学校(以下「短大校」という。)が実施する職業能力の開発、向上等について、広く協議し県内産業の振興に寄与するため、社会情勢に即した職業能力開発の円滑な実施と推進に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 職業能力の開発、向上等に関する助言
- (2) 職業能力の開発、向上等に関する調査研究及び開発
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(入会及び退会)

第4条 この協議会の会員は、協議会の目的に賛同して入会した事業所又は団体をもって構成する。

2 協議会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(役員の種類)

第5条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 理事 (会長、副会長を含む) 22人以内
- (4) 監事 2人

(役員の選任)

第6条 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、この協議会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長から選任された者がその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。

4 監事は、会計監査を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

2 役員が、異動等によりその職を辞したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第9条 この協議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(会 議)

第10条 会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後おおむね2箇月以内に、臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が召集する。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認に関すること。

- (2) 予算及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約の変更に関すること。
- (4) 解散及び残有財産の処分に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要事項。

(総会の議長)

第12条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の議決)

第13条 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要に応じて召集し、理事の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、その議長には会長がこれに当たる。

3 理事会の議決は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他協議会の運営に必要な事項

(小委員会及び専門部会)

第16条 会長は、第3条の事業を推進するため、小委員会及び専門部会を置くことができる。

2 小委員会及び専門部会の構成員は、会長が理事会に諮り委嘱する。

3 小委員会及び専門部会の運営については、会長が別に定める。

(会 計)

第17条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
 - (2) 寄附金
 - (3) その他の収入
- 2 会費の額は、年額 10,000円とする。
- 3 会費は、毎年度所定の納期までに納入しなければならない。
- 4 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第18条 この協議会の事務局を、短大校内に置く。

2 事務局には、事務局長及び書記若干名を置く。

(運営上の事項)

第19条 この規約に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則 この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附則 この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

附則 この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附則 1 改正後の規約は、平成2年5月16日から施行する。

2 平成2年度に選任された役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず1箇年とする。

附則 改正後の規約は、平成3年6月11日から施行し、平成3年度の会費から適用する。

附則 この規約は、平成7年5月17日から施行する。

附則 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則 改正後の規約は、平成25年5月17日から施行し、平成25年度の会費から適用する。

附則 改正後の規約は、令和6年5月17日から施行し、令和6年度の会費から適用する。